

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事は、本件審査請求の対象となった部分開示決定において非開示とした情報のうち、別紙1に掲げる部分については、開示すべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 審査請求人は、平成30年3月2日、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「1. 件名 ○○○○合同庁舎維持管理業務 2. 依頼文書 業務実績証明書 3. 法人名①○○○○、②○○○○」について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書（以下「本件行政文書」という。）として、業務実績証明書を特定した。

その上で、実施機関は、一部について開示をしない理由を次のとおり付して部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成30年3月13日付けで審査請求人に通知した。

条例第8条第1項第3号該当

本件行政文書である業務実績証明書には、法人の内部管理に属する事項、取引先の情報及び契約内容等、法人の事業活動に関する情報が含まれており、公開することにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるため。

3 審査請求人は、平成30年6月11日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、非開示とされた部分の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書において述べている内容によると、おおむね次のとおりである。

(1) 実施機関が一部について行政文書の開示をしない理由は、条例第8条第1項第3号該当であるが、条例第8条第1項第3号の解釈は、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報としているところ、これに該当する情報については、営業上の秘密、ノウハウなど同業者との競争上、当該法人において、特に秘匿を必要とする情報や、当該法人の社会的地位が低下するなどの不利益を生じさせる情報が含まれるというべきである。

(2) また、「正当な利益を害するおそれがある」とは、条例が地方自治の本旨に基づく住民自治を全うするために行政文書について開示を原則としていること（条例8条）からすれば、当該情報を公にすることにより、単に行政機関の主観においてその利益が害されるおそれがあると判断されるだけでなく、法人等の正当な利益が害される相当の蓋然性が客観的に認められることが必要であるというべきである。

そして、その判断に当たっては、当該情報の一般的な性質に照らし、当該法人等のそのような利益を害する蓋然性があるか否かを客観的に判断することが相当であると解される。

(3) しかしながら、対象行政文書である業務実績証明書は、〇〇〇〇が、〇〇〇〇合同庁舎維持管理業務の入札に参加する資格の1つである「平成26年度以降において、延べ床面積5千平方メートル以上の建物に係る本件業務と同種の業務を受託し、12か月以上継続して履行した実績を有すること」を充足することを証明することを目的として、〇〇〇〇に対し、当該業務を委託した者が、そのことを証明するために発行したものであり、そこには証明者の住所・氏名、委託業務の名称、委託業務の場所、委託期間、委託業務の概要（種別、構造、階数、延べ床面積、業務内容（警備業務・維持管理業務・清掃・その他）が記載されているに過ぎない。

(4) それらの事項はいずれも事業の外形ないし概要に過ぎないものばかりであり、事業活動上のノウハウに関する情報にも、事業活動を行う上での内部管理に関する情報にも、該当せず、公開することにより、当該業務実績証明書を発行した法人の名誉、社会的評価、社会活動の自由等が損なわれるとは到底考えられない。

(5) この点、実施機関は、「当該法人が営業活動等により取得した情報であり、これらの情報は一般には公開されておらず、公開されることにより、他の同業者が容易に顧客情報を入手することが可能となり、この同業者が通常知り得ない顧客情報をもとに営業活動を行なうなどの行為があった場合には、顧客が奪われるなど、当該法人の正当な利益が損なわれると認められる」と弁明する。

(6) たしかに、本件各情報が公開されると、〇〇〇〇が、誰から、どの場所（建物）における警備業務・維持管理業務・清掃・その他について委託を受けているのかが容易に判明することは否定できない。

しかしながら、〇〇〇〇が、誰から、どの場所（建物）における、警備業務・維持管理業務・清掃・その他について委託を受けているのかに関する情報は、特に秘匿されているわけではなく、むしろ警備担当会社名、維持管理担当会社名、清掃担当会社名は、掲示するなどして積極的に公開されており、同業者は、それらを容易に調査することが可能である。本件各情報が公開されたからといって、〇〇〇〇が同業者から顧客を奪われる危険が格段に高くなるようなこともない。

(7) したがって、本件各情報を公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれることはなく、条例第8条第1項第3号該当性は認められないというべきであり、非開示とされた部分は、開示されるべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書において述べている内容は、おおむね次のとおりである。

条例第8条第1項第3号の該当性について

本件行政文書に記載されている法人の取引先や契約内容に関する情報は、当該法人が営業活動等により取得した情報であり、これらの情報は一般には公開されておらず、公開されることにより、他の同業者が容易に顧客情報を入手することが可能となり、この同業者が通常知り得ない顧客情報をもとに営業活動を行うなどの行為があった場合には、顧客が奪われるなど、当該法人の正当な利益が損なわれると認められるため、条例第8条第1項第3号に該当し、非開示とした。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、及び運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 本件行政文書について

審議の対象となる本件行政文書については、第2の2のとおりである。当審査会では、実施機関から本件行政文書の提供を受け、これをインカメラ審理によって実際に見分し、その非開示情報該当性を検討する。

3 本件処分の妥当性について

(1) 条例第8条第1項第3号の規定について

条例第8条第1項第3号は、「法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの」を非開示事由として規定している。

(2) 条例第8条第1項第3号の該当性について

本件行政文書は、県施設の維持管理業務に係る一般競争入札に参加する者が、当該入札に参加する資格の1つである「平成26年度以降において、延べ床面積5千平方メートル以上の建物に係る本件業務と同種の業務を受託し、12か月以上継続して履行した実績を有すること」を証明するために、その実績となる業務の委託者から、受託実績の証明を受けた書類である。

実施機関が条例第8条第1項第3号に該当するものとして非開示とした情報は、本件行政文書に記載された「発注者の名称、入札参加者(受注者)の代表者印影、証明者の住所・名称・代表者氏名・代表者印影、委託業務の名称、委託業務の場所、委託期間、委託業務の概要(種別、構造、階数、延べ床面積、業務対象面積、業務内容)」であるが、以下において本件処分の妥当性を検討する。

イ 本件行政文書に記載された情報のうち、発注者の名称、証明者の住所・名称・代表者氏名・代表者印影、委託業務の名称、委託業務の場所及び委託業務の概要中の延べ床面積及び業務対象面積については、これらの情報が公開されると、入札参加者（受注者）の取引情報が明らかになり、同業者の営業活動によって顧客が奪われたり、個別の取引情報から内部事情が推測されるなど、当該法人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる。

なお、審査請求人は、警備担当会社名等は掲示するなどして公開されているから同業者が容易に調査することが可能であると主張するが、仮にそのような情報が一部公開されることがあるとしても、必ずしも容易に調査することが可能であるとは言えない。

また、入札参加者（受注者）及び証明者の代表者印影については、代表権の有無がそれにより確認されるという重要な機能を有するものであり、一般的に取引の相手方のみを開示されることが想定されており、通常第三者へ開示されることは想定されていないものである。このような性質のものが公開された場合、偽造等によって当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる。

これらのことから、条例第8条第1項第3号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は妥当である。

ロ 一方、委託期間及び委託業務の概要中の種別、構造、階数及び業務内容については、これらを公開しても、入札参加者（受注者）及び発注者の取引情報が明らかになるとまでは言えず、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれるとは認められないことから、条例第8条第1項第3号には該当せず、開示すべきである。

4 結論

以上のとおり、本件処分のうち、実施機関が非開示と判断した情報について、当審査会は、別紙1に掲げる部分は、開示すべきであると判断した。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙2のとおりである。

別紙 1

本件行政文書	開示すべき部分
業務実績証明書	委託期間
	委託業務の概要のうち、種別、構造、階数及び業務内容

別紙2

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成30. 7. 5	○ 諮問を受けた。(諮問第225号)
平成30. 8. 10	○ 審査請求人から意見書を受理した。
令和元. 6. 26 (第392回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和元. 7. 26 (第393回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和元. 8. 27 (第394回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和元. 9. 27 (第395回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和元. 10. 28 (第396回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

（令和元年11月8日現在）

氏 名	区 分	備 考
青 木 ユ カ リ	特定非営利活動法人 せんだい・みやぎNPOセンター 常務理事兼事務局長	
蘆 立 順 美	東北大学大学院法学研究科教授	会長職務代理者
板 明 果	宮城大学事業構想学群講師	
十 河 弘	弁護士	会長
松 尾 大	弁護士	